

2023年9月11日

各位

会社名 インテグラル株式会社
代表者名 代表取締役パートナー 山本礼二郎
(コード番号: 5842 東証グロース)
問合せ先 CFO&コントローラー 澄川 恭章
TEL. 03-6212-6107

**発行価格及び売出価格、国内外の募集株式数並びに
オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ**

当社株式の発行価格及び売出価格、国内市場及び海外市場における募集株式数並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定されましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 発行価格・売出価格 1株につき 金 2,400円
2. 募集株式数 国内募集 3,465,000株
海外募集 1,735,000株
3. 価格決定の理由等
発行価格等の決定に当たりましては、仮条件（1株につき2,300円～2,400円）に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。その結果、
①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。
が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における市場評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき2,400円と決定いたしました。
なお、引受価額は国内募集、海外募集及び海外売出しともに1株につき2,232円と決定いたしました。
また、国内外の募集株式数の内訳につきましては、上記ブックビルディングの状況等を勘案し、国内募集3,465,000株、海外募集1,735,000株と決定いたしました。
4. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 1,125,000株
(オーバーアロットメントによる国内売出し 675,000株)
(オーバーアロットメントによる海外売出し 450,000株)
5. オーバーアロットメントによる国内売出しに関連して行う第三者割当てにかかる割当価格
1株につき 金 2,232円
6. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①公募による募集株式発行
増加する資本金の額 5,803,200,000円 (1株につき 1,116円)
増加する資本準備金の額 5,803,200,000円 (1株につき 1,116円)
上場時資本金の額 6,880,950,000円
(新株予約権の権利行使により増加する可能性がある。)
②オーバーアロットメントによる国内売出しに関連して行う第三者割当てによる募集株式発行
増加する資本金の額(上限) 753,300,000円 (1株につき 1,116円)

増加する資本準備金の額（上限） 753,300,000 円 （1株につき 1,116 円）

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募集株式数 当社普通株式 5,200,000株
(国内募集 3,465,000株、海外募集 1,735,000株)

売出株式数 当社普通株式 2,300,000株
(引受人の買取引受による海外売出し)

オーバーアロットメントによる売出し

当社普通株式 1,125,000株
(うちオーバーアロットメントによる国内売出し 675,000株、
オーバーアロットメントによる海外売出し 450,000株)

(2) 申込期間 2023年9月12日(火曜日)から
2023年9月15日(金曜日)まで

(3) 払込期日 2023年9月19日(火曜日)

(4) 株式受渡期日 2023年9月20日(水曜日)

2. ロックアップについて

公募による募集株式発行、引受人の買取引受による海外売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して、引受人の買取引受による海外売出しに係る売出かつ貸株人である佐山展生は、大和証券株式会社及び野村證券株式会社(以下、「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。)に対し、元引受契約締結日から株式受渡期日(当日を含む。)の5年後の日(2028年9月20日)までの期間(以下、「ロックアップ期間①」という。)、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、引受人の買取引受による海外売出し、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しのために大和証券株式会社に対して行われる当社普通株式の貸付け、株式受渡期日(当日を含む。)の1年後の日以降に行われる当社普通株式の担保提供、株式受渡期日(当日を含む。)の3年後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の4年後の日の前日(2027年9月19日)までの期間(以下、「ロックアップ期間②」という。)において、2023年10月19日の午前0時の時点で保有する当社の普通株式の数(以下、「本件保有株式数①」という。)の4分の1を上限として行われる当社普通株式の売却又は譲渡、株式受渡期日(当日を含む。)の4年後の日から株式受渡期日(当日を含む。)の5年後の日の前日(2028年9月19日)までの期間(以下、「ロックアップ期間③」という。)において、本件保有株式数①の2分の1を上限として行われる当社普通株式の売却又は譲渡(但し、ロックアップ期間②中に売却又は譲渡される当社普通株式の総数が本件保有株式数①の4分の1を超えない場合に限り、かつ、ロックアップ期間②及びロックアップ期間③の間に売却又は譲渡される当社普通株式の総数が本件保有株式数①の2分の1を超えない場合に限り。)等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

また、当社の株主である山本礼二郎、水谷謙作、辺見芳弘、長谷川聡子、後藤英恒、仲田真紀子、山崎壯、竹内弘高、豊田伸恵、櫛田正昭、本林徹及び他従業員1名、株主かつ新株予約権者である片倉康就及び岸孝達、当社役職員を含む新株予約権者58名は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間①中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(但し、株式受渡期日(当日を含む。)の1年後の日以降に行われる当社普通株式の担保提供、ロックアップ期間②において、株式受渡期日の午前0時の時点で保有する当社の普通株式の数及び当該時点において保有する当社の新株予約権が行使された場合に発行される当社普通株式の総数の合計数(以下、「本件保有株式数②」という。)の4分の1を上限として行われる当社普通株式の売却又は譲渡、ロックアップ期間③において、本件保有株式数②の2分

の1を上限として行われる当社普通株式の売却又は譲渡（但し、ロックアップ期間②中に売却又は譲渡される当社普通株式の総数が本件保有株式数②の4分の1を超えない場合に限り、かつ、ロックアップ期間②及びロックアップ期間③の間に売却又は譲渡される当社普通株式の総数が本件保有株式数②の2分の1を超えない場合に限り。）等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から株式受渡期日（当日を含む。）の後180日間（2024年3月17日）までの期間はジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本件募集、本件第三者割当増資及び株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

上記の各ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

以 上

ご注意： この文書は当社新株式発行及び株式売出し等に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2023年8月17日及び2023年9月4日付の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。